

泉大津市死者情報の提供に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市において、死者情報の提供の申出があった場合の取扱いに関し、その基本的事項を定めることにより、適切な情報提供に努めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 泉大津市情報公開条例（平成 10 年泉大津市条例第 10 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。
- (3) 公文書 情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。

(情報提供を求めることができる者)

第 3 条 死者情報の提供を求めることができる者（以下「申出者」という。）は、死者の配偶者、子及び父母とする。

2 未成年者又は成年被後見人である申出者の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は当該申出者に代わつて死者情報の提供の申出をすることができる。ただし、当該申出が、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(情報提供の申出)

第 4 条 申出者又は申出者の法定代理人は、実施機関に対し、公文書に記録されている死者情報の提供（当該死者情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出（以下「提供の申出」という。）をすることができる。

(提供の申出の方法)

第5条 提供の申出をしようとする申出者又は申出者の法定代理人（以下「申出者等」という。）は、当該申出に係る公文書を保有する実施機関に対し、死者情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を提出しなければならない。

2 申出者等は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該提供の申出に係る申出者等であることを証明するために必要な書類で次の第1号から第5号までのいずれかに該当するもの及び第6号に規定するものを提示し、又は提供しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 健康保険被保険者証

(3) 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの）

(4) 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

(5) 通常本人以外のものが所持していることがないと実施機関が認める書類

(6) 戸籍の謄本その他の申出者等であることを証明する書類

3 申出書を実施機関に送付して提供の申出をする場合には、申出者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を実施機関に提出すれば足りる。

(1) 前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) 前項第6号に掲げる書類

(3) 申出者等の住民票の写しその他申出者等が第1号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であって、提供の申出をする日前30日以内に作成されたもの

4 実施機関は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出者等に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(提供の申出に対する決定等)

第6条 実施機関は、提供の申出があったときは、申出書を受け付けた日から30日以内に、提供の申出に係る死者情報の提供をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、申出者等に対し、書面に

より、当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあっては、申出書を受け付けた日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由を申出者等に通知しなければならない。

4 提供の申出に係る公文書が著しく大量であるため、申出書を受け付けた日から60日以内にそのすべてについて提供をするかどうかの決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該申出に係る公文書の相当の部分につき、当該期間内に提供をするかどうかの決定をし、残りの部分については、相当の期間内にこれの決定をすれば足りるものとする。この場合においては、第1項に規定する期間内に、申出者等に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について提供決定等をする期限

(提供の実施)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により提供の申出に係る死者情報の提供をする旨の決定を行ったときは、速やかに、申出者等に対し、当該提供の申出に係る死者情報の提供をしなければならない。

2 前項の規定による死者情報の提供は、当該死者情報が記録されている公文書が、文書、図画、写真又はスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）である場合にあっては当該死者情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）である場合にあっては次に掲げる方法により行う。ただし、第2号に定める方法にあっては、提供の申出に係る電磁的記録の全部を提供する場合において、申出者等が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処できるときに限る。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付

(2) 当該電磁的記録を光磁気ディスクに複製したものの交付

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、提供の申出に係る死者情報の提供をす

ることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第10条の規定により提供をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写した物を閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準ずる方法として実施機関の定める方法により提供することができる。

(提供に係る費用)

第8条 死者情報が記録されている公文書の写しの提供を受ける者は、別表に定める当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(提供してはならない情報等)

第9条 実施機関は、法令又は条例の規定により、提供等することができないと定められている情報が記録されている公文書については、提供をしてはならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、提供をしないことができる。

- (1) 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、提供することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (2) 公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく提供にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの
- (3) 市の機関が国等の機関と協力して行う事務又は市の機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する情報であって、提供することが、当該協力して行う事務又は当該依頼、協議等の条件及び趣旨に反すると認められるもの
- (4) 市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、提供することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、提供することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

- (6) 提供することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (7) 市の委員会及び委員、附属機関その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る議案、会議資料、会議録等に関する情報で、公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な運営が損なわれると認められるため、規則、議事運営に関する規程又は議決により公開しない旨を定めているもの

3 実施機関は、前2項に規定するもののほか、提供の申出があった死者情報を提供することが不適切であると認める相当の理由があるときは、提供を行わないことができる。

（部分提供）

第10条 実施機関は、公文書に前条に規定する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に分離できるときは、その部分を除いて、当該死者情報の提供をしなければならない。

（公文書の存否に関する情報）

第11条 提供の申出に対し、当該申出に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第9条に規定する情報を提供することとなるときは、実施機関は、当該申出に係る公文書の存否を明らかにしないで、死者情報の提供を拒否することができる。

（他の制度との調整等）

第12条 この要綱の規定は、次の各号に掲げる公文書については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる情報その他の同法第52条第1項に規定する情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる情報
- (3) 法令又は条例（情報公開条例を除く。）の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書
- (4) 市立図書館その他の図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すこと

を目的とする本市の施設において、その目的のために管理されている公文書

2 この要綱の規定は、市の職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する情報については、適用しない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	方 法	費 用
写しの作成	複写機による複写	白黒A3判以内 1枚につき10円 白黒A2判以上 1枚につき20円 カラー 1枚につき50円 ただし、両面に複写された用紙については、片面を一枚として算定する。
	電磁的記録媒体への複写	当該複写に要する実費相当額
	外部の業者に発注する複写	当該複写に要する額
写しの送付	簡易書留郵便又は配達証明郵便	郵便料金の額又は郵便料金の額に相当する郵便切手